

賛助会員募集趣意書

東京都看護協会の基本理念

私たちは

看護の専門家として主体的に行動します

社会の仕組みづくりの変革者として活動します

人々の健康とQOLの向上に貢献します

公益社団法人東京都看護協会は、保健師、助産師、看護師及び准看護師が看護に関する教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、もって人々の健康な生活の実現に寄与することを目的とし活動しています。

皆様から必要とされる活動を実施するとともに未来において看護職の力を結集できますように尽力したいと考えております。

当協会の活動に、ご賛同いただける法人・団体の皆さまに賛助会員としてご支援をお願いしております。ぜひ賛助会員にご入会くださいますようお願い申し上げます。

公益社団法人東京都看護協会
会長 柳橋 礼子

公益社団法人東京都看護協会の公益目的事業

賛助会員費は、当協会が実施する公益目的事業に使用いたします。

[事業目的]

- 1 看護職の資質の向上に関する事業
- 2 看護業務の開発・改善及び情報の提供に関する事業
- 3 看護職の人材確保と定着推進に関する事業
- 4 在宅ケアの推進と支援に関する事業
- 5 地域住民の保健福祉に関する事業
- 6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

[賛助会費を活用した事業]

- 1 看護職への継続教育
- 2 看護職の確保定着・普及啓発
- 3 看護、医療に関する調査・研究
- 4 次世代育成事業
- 5 災害支援対策事業
- 6 感染症対策事業
- 7 新興感染症対策事業
- 8 看護師基礎教育の充実
- 9 医療安全推進事業
- 10 地域包括ケアシステム構築の推進
- 11 医療施設、保健所、介護施設等に対する各種支援事業
- 12 医療施設(保健所、介護施設等を含む)に対する医療用防護具(マスク・手袋・ガウン)その他の医療器具の購入費用負担及びこれらの無償提供
- 13 各種研修事業
- 14 その他この法人の目的を達成するために必要な事業 等

賛助会費

法人・団体 一口100,000円

個人 一口10,000円

- ・賛助会費は一口以上をお願いしております。
- ・賛助会員有効期間 4月～翌年3月
 - *年度途中の入会でも月割りの制度はございません。
- ・一旦支払い済みの賛助会費の返還は承っておりません。

ご入会お申込み後、御請求書を送付いたします。年会費を指定の銀行口座にお振り込みください。なお、翌年度からは3月に更新のお手続きをご案内後、更新手続きをいただき、順次請求書を送付いたします。

入会お申込フォーム

<https://www.tna.or.jp/kyokai/introduction/aid/about/app/>

公益社団法人東京都看護協会

総務部事業戦略課

賛助会員担当

fr@tna.or.jp

電話:03-6300-6107